

滝川市住宅施策推進事業に関するQ & A（随時更新）

○新築住宅取得助成事業・中古住宅取得助成事業・住宅改修助成事業

（対象者要件）

Q 1 滝川市へ転入予定で、工事完了または購入後に居住する場合、対象となりますか。

A 1 対象となります。

※実績報告の際に、住民票謄本の写しの提出が必要となります。ただし、確認に関する同意があれば省略可。

Q 2 住宅を区分所有する（している）場合、申請できるのは1名だけですか。

A 2 【新築・中古】新築及び中古住宅については1住宅1申請です。

【改修】所有部分を明確に区分できる場合は、それぞれで申請が可能です。また、明確に区分できない場合は、所有者どちらか1名の申請となります。

Q 3 親が所有する空き家を改修して、息子又は娘が居住予定ですが、補助対象となりますか。

A 3 申請時点で建物の所有権移転登記手続きが完了（居住予定者が所有）しているときのみ補助対象となります。

Q 4 所有者が現在単身赴任しており居住していない場合、補助対象となりますか。

A 4 同一生計としている配偶者等が居住している場合、単身赴任は一時的なものとして取り扱います。この場合、所有者との関係がわかる戸籍謄本及び配偶者等の住民票を提出してください。

Q 5 夫又は妻が所有権を有している住宅で、所有権を有している方が既に亡くなっており、かつ、所有権移転登記を行っていない場合、その夫又は妻が居住している住宅は、補助対象となりますか。

A 5 申請時点で建物の相続（所有権移転）登記など実態上の所有者であることを確認できない場合は、対象外となります。

（住宅要件）

Q 6 長屋や共同住宅、分譲マンションは補助対象になりますか。

A 6 【新築・中古】長屋住宅は、二親等以内の親族が居住する場合は対象とします。共用スペースがある共同住宅や分譲マンションは、対象外とします。

【改修】所有かつ居住する住戸専用（専有）部分のみ対象です。共用部分や賃貸部分は補助対象外となります。

Q 7 寮や社宅、賃貸住宅は補助対象になりますか。

A 7 対象とはなりません。本人の所有かつ居住が条件です。

Q 8 店舗併用住宅は補助対象になりますか。

A 8 【新築・中古】居住部分が全体の過半（1/2 以上）かつ 70 ㎡以上である建物で店舗部分も所有しているものについては、居住部分のみ補助の対象になります。

【改修】居住部分及び店舗部分の両方を所有かつ使用している併用住宅のうち居住部分に限り対象です。

Q 9 空き家を購入し改修する予定だが、建物の登記がまだ終わっていない場合、補助対象となりますか。

A 9 【中古】中古住宅取得の申請と併せて改修の申請をする場合は、対象となります。

【改修】申請時点で建物の相続（所有権移転）登記など実態上の所有者であることを確認できない場合は、対象外となります。

Q 10 どのような住宅が補助対象となるのでしょうか。

A 10 一例として対象となる住宅は、以下のとおりです。

【中古・改修】①昭和 56 年 6 月 1 日以降に確認が行われた住宅（いわゆる新耐震）、

②昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認が行われた（いわゆる旧耐震）が、耐震診断により耐震改修不要と診断された住宅、

③旧耐震だが、耐震改修実施済の住宅

【中古】住宅本体の売買金額が 200 万円以上の住宅です。

【改修】旧耐震だが、今回、耐震改修を実施する住宅です。

Q 11 対象住宅のエリア設定はありますか。

A 11 新築及び中古住宅は住生活基本計画で定める「住宅施策区域」内を対象としています。

また、立地適正化計画で定める「居住誘導区域」内に建築又は購入する場合は、新築では 100 万円、中古では 50 万円を上乗せします。

改修工事を行う住宅のエリアは限定しません。

Q 12 建設業者による改修後に、中古住宅として販売する住宅を購入する場合対象となりますか。

A 12 改修は対象となりません。ただし、対象者が中古住宅を購入する場合は、中古住宅の対象となります。

Q 13 中古住宅の購入にあたり、売買契約を締結する販売店は市内宅地建物取引業者なのですが、仲介業者に市外の事業者が入る場合は対象となりますか。

A 13 売買契約を市内宅地建物取引業者と締結しているのであれば対象となります。

（建設業者要件）

Q 14 市内建設業者の定義はなんですか。

A 14 市内に本社又は本店を有する法人または市内の個人であって、建設業の許可を有している者とし

ています。

(申請・交付手続き)

Q15 申請手続きは業者がやってくれるのでしょうか。

A15 申請手続きは住宅の所有者であり、居住する方が行うものです。

Q16 申請手続きをするときはどのようなことに注意が必要ですか。

A16 【新築】必ず工事着手前に申請書類を提出してください。

【建売】市内業者が工事を施工し、完成後又は建設中に、購入に係る売買契約を締結後 30 日以内に申請書を提出することとなります。

【中古】市内宅地建物取引業者が販売し、購入に係る売買契約を締結後 30 日以内に申請書を提出することとなります。

※なお、新築・建売・中古のみ、4/1～5/6 の間に契約しているものに限り、これらの条件を除外し、6/5 までの申請とします。

【改修】必ず工事着手前に申請書類を提出してください。申請・交付ともに 1 回限りとなります。

Q17 建設中の建売住宅を購入したいのですが、対象となるのでしょうか。

A17 建設途中であっても、売買契約締結後であれば申請することができます。

Q18 申請受付はどこで行うのでしょうか。

A18 一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）が窓口となります。
(滝川市流通団地 3 丁目 6 番 23 号 (Tel:0125-24-1880))

Q19 工事の途中で追加工事が発生し工事費が増額する場合、補助金額を増額することはできますか。

A19 当初申請以降の補助金額の増額は認められません。しかし、工事内容の変更による減額又は中止の場合は、変更申請が必要となります。

Q20 現地確認を行うのでしょうか。

A20 【新築・改修】申請受付後と実績報告時に実施します。

【建売・中古】実績報告時に実施します。

Q21 石綿障害予防規則の改正により、アスベストの検体調査が義務付けとなったが、この検査費用は補助対象となるか？。

A21 工事請負契約後に調査する場合にあっては対象となります。契約後、調査結果に基づき、変更契約を締結し補助申請を提出していただくのが望ましいです。

注意事項 ①契約前に検体を検査した場合にあっては、補助対象外となります。

②むやみに含有しているとみなす積算は、控える様にしてください。

③申請後、検体を検査し含有が判明しても増額変更はできません。

申請等の対応

- ①検体検査を積算に含んでいる場合、アスベスト含有かそうでないかにかかわらず、完成時に写真と一緒に調査結果の写しを提出してください（撤去方法と検査結果について、適正か確認することがあります。）。
- ②補助申請時に添付する内訳の諸経費に項目が分かる様に別途積み上げし、検査先を記載してください。 ※単価確認のため

Q22 平成 21 年度～令和 7 年度、この補助事業を活用したのですが、再度補助を受けられるのですか。

A22 改修工事の場合については、平成 21 年度～令和 7 年度活用した場合でも再度補助を受けることができます。

Q23 国の他の補助事業と重複は可能ですか。

A23 中古住宅取得助成事業は重複できません。他の事業については、国の交付金等と重複して補助を受けることは可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。

Q24 申請書内の同意欄について、未成年者が印鑑を所有していない場合はどうしたら良いでしょうか。

A24 申請者の代筆による署名もしくは申請者の印鑑を押印することにより、同意されたものとして認めます。

Q25 改修工事において、外部足場などの仮設工事にかかる費用は補助対象経費に含まれますか。

A25 仮設工事単体として認めることはできませんが、外壁や屋根の改修工事などの対象となる工事の内訳に含まれている場合は補助対象経費となります。

○住宅解体促進事業

(対象者要件)

Q 1 住宅を複数で所有している場合、申請できるのは 1 名だけですか。

A 1 申請できるのは所有者のうち 1 名となりますが、「滝川市住宅解体促進事業補助金関係権利者同意書」による他の所有者の同意が必要となります。

Q 2 相続登記をしていない住宅ですが、補助対象となりますか。

A 2 所有者の相続人であることが確認できる場合にのみ補助対象となります。なお、相続人が複数名存在する場合は、「滝川市住宅解体促進事業補助金関係権利者同意書」による他の相続人の同意が必要となります。

(住宅要件)

Q 3 長屋や共同住宅、分譲マンションは補助対象になりますか。

A 3 対象となる住宅は、一戸建ての専用住宅か併用住宅となります。ただし、併用住宅の場合は居住部分が全体の過半（1/2 以上）で店舗部分も所有しているものが対象となります。

Q 4 どのような住宅が補助対象となるのでしょうか。

A 4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認が行われた（いわゆる旧耐震）住宅となります。

Q 5 対象住宅のエリア設定はありますか。

A 5 住生活基本計画で定める「住宅施策区域」内の住宅を対象としています。

Q 6 抵当権などの権利がついている場合も対象となりますか。

A 6 所有権以外の権利がついている場合は対象となりません。

Q 7 住宅内の家具などの残置物も補助対象となりますか。

A 7 家具などの残置物は対象となりません。

（建設業者要件）

Q 8 市内建設業者（解体事業者）の定義はなんですか。

A 8 市内に本社又は本店を有する法人または市内の個人であって、建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に限る。）または建設リサイクル法に基づく登録を受けている者であり、過去 5 年間で行った市内の解体工事の中で、建設リサイクル法の対象となる解体工事の実績がある者としています。

（申請・交付手続き）

Q 9 申請手続きは業者がやってくれるのでしょうか。

A 9 申請手続きは住宅の所有者が行うものです。

Q 10 申請手続きをするときはどのようなことに注意が必要ですか。

A 10 必ず工事着手前に申請書類を提出してください。申請・交付ともに 1 回限りとなります。

Q 11 申請受付はどこで行うのでしょうか。

A 11 一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）が窓口となります。
（滝川市流通団地 3 丁目 6 番 23 号（Tel:0125-24-1880））

Q 12 工事の途中で追加工事が発生し工事費が増額する場合、補助金額を増額することはできますか。

A 12 当初申請以降の補助金額の増額は認められません。しかし、工事内容の変更による減額又は中止の場合は、変更申請が必要となります。

Q13 現地確認を行うのでしょうか。

A13 申請受付後と実績報告時に実施します。

Q14 国の他の補助事業と重複は可能ですか。

A14 国の交付金等と重複して補助を受けることは可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。